

●香川県告示第413号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、まんのう町長から届出があった。

平成20年9月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

仲多度郡まんのう町吉野字中村	仲多度郡まんのう町吉野字宮西204の2の一部、204の3の一部、206の2、206の3の一部、206の4、207の3から207の6まで、211の2、212の3、212の4、214の2の一部、214の3、214の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに291の1、388、389の1、389の2、391、392に隣接する水路である町有地の一部、291の2から291の4に隣接する水路である国有地の一部
	仲多度郡まんのう町吉野字八幡1419の2、1419の3及び1428の1から1428の4に隣接する道路、水路である町有地の全部
仲多度郡まんのう町吉野字宮西	仲多度郡まんのう町吉野字中村166の地先の水路である町有地の一部
仲多度郡まんのう町吉野字八幡	仲多度郡まんのう町吉野字大堀1193の6、1195の3、1202の2及びこれらの区域に介在する道路である町有地の全部
	仲多度郡まんのう町吉野字西場正1515の2、1520の3、1520の4、1521の2、1524の2、1527の2、1530の3、1530の4及びこれらの区域に介在する道路、水路である町有地の全部並びに1515の2に隣接する道路、水路である国有地の全部
仲多度郡まんのう町吉野字大堀	仲多度郡まんのう町吉野字八幡1191の1、1191の8、1192の3、1192の7に隣接する道路である町有地の全部